

判決年月日	平成 22 年 7 月 21 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 21 年（行ケ）第 10396 号		
○ 本願商標が引用商標 1 及び 2 に類似し指定商品も同一又は類似するとして審決が取り消された事例			

（関連条文） 商標法 4 条 1 項 11 号

1 原告は、後記商標について商標登録出願をしたところ、引用商標 1 及び 2 に類似することなどを理由に拒絶査定を受けたので、これを不服として審判請求をしたが、特許庁が請求不成立の審決をしたことから、その取消しを求めた。

2 本判決は、次のとおり判示するなどして、原告の請求を認容した。

(1) 「本願商標は、上部に配置され全体の約 3 分の 2 を占める図形部分



と、

下部に配置され全体の約 3 分の 1 を占める文字部分

両端 THE FILTRATION COMPANY
ROKI Co., Ltd. とから構成される結合商標であり、図形部分と文字部分とは、左右の位置は同一であるものの、上下に分かれており、図形部分が文字部分の背景となったり、文字部分が意匠化されて図形部分と組み合わせられていたりするものではないから、両者を分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分の結合しているものではない。」

「本願商標から生じる称呼を検討すると、本願商標は、上部の図形部分と下部の文字部分が上下に分かれており、両者が組み合わせられていたりするものではないから、両者が不可分一体とはいえず、その図形部分からは、特定の觀念及び称呼が生じないのに対し、文字部分は、文字数の少ない下段の「ROKI Co., Ltd.」が文字数の多い上段の「THE FILTRATION COMPANY」よりも視覚的にやや強調されるが、文字部分全体から生ずる称呼や上段と下段を分離して生じる称呼は、いずれも冗長なものと認められる。そして、上段の文字部分からは「フィルトレーション(濾過作用)に関する会社」との一般的な意味合いが生じるのに対し、下段の文字部分からは「ROKI」という特定の名称の会社を表示したものと認識されることなどを考慮すると、本願商標に接する一般的な取引者、需要者は、その称呼を検討する際、強調された下段部の「ROKI Co., Ltd.」の文字部分の中でも特定の会社名を表示した「ROKI」の欧文字に着目することも少なくないと解されるから、簡易迅速が要請される取引の場面において、本願商標は、当該文字部分に相応して簡潔に「ロキ」と称呼される場合もあるものといわなければならない。」

「そうすると、審決が、「本願商標からは、「ROKI」の文字に相応して「ロキ」の称呼をも生ずるものというべきであり…」(4 頁 13 行～14 行)と認定したことに誤りはなく、

原告主張の取消事由１は、理由がない。」

(2)「引用商標１は、太いゴシック体からなる「R O K I」の欧文字が横書きされたとの印象を与える図形の中央部分を、三本の白い横線が右端から左端までを貫く構成からなるものであるところ、必ずしも明瞭ではない(とりわけ３番目の字が「K」と視認できるかにつき)ものの、「R O K I」の欧文字４字をデザイン化している図形と一応視認できることから、「ロキ」の称呼を生ずるものであり、特定の観念は生じないものと認められる。ただし、一般の消費者である本願指定商品の取引者、需要者にとっては、図形の意味が把握できず、明確に「ロキ」と称呼できない場合もあるものと推測される。」

「引用商標２が、「R O K I」の欧文字４字を横書きにした構成からなり、「ロキ」との称呼が生じることは、当事者間に争いがないところ、原告は、引用商標２の指定商品に含まれる第１１類「家庭用浄水器」等は、フィルターを基盤とした機器であり、濾器・フィルター業界においては、「ロキ」との称呼のみで商品の出所が識別されることは取引上ほとんど行われておらず、「ロキ」の称呼をもって取引に資されることはないから、引用商標２から「ロキ」の称呼が生じたとしても、それは商標の類否判断を行うに当たって特に考慮すべき程度のものとはいえないなどと主張する。

しかし、引用商標２の指定商品は、第１１類「照明用器具、石油ストーブ、石油コンロ、アイスボックス、家庭用電熱用品類、シャワー器具、家庭用浄水器、家庭用ごみ焼却炉、化学物質を充填した保温保冷具」であるから、フィルターを基盤とした機器ないし装置の取引に限定した旨の原告の主張は、その前提において誤りがあり採用することができない。

以上のとおり、引用商標１及び２に関する審決の認定に誤りはなく、原告主張の取消事由２には、理由がない。」

(3)「引用商標２に係る商標権は、平成１３年８月３０日に商標登録出願され、平成１４年８月２３日に商標登録されたものであり、その存続期間満了日が平成２４年８月２３日である(商標法１９条)ところ、その商標権者である株式会社星籌は、平成６年２月１４日に設立され、平成１７年１０月２６日午後５時に、東京地方裁判所から破産手続開始決定を受け(同年１０月２８日登記)、平成１８年５月１１日に東京地方裁判所の破産手続終結決定が確定し(同年５月１５日登記)、同年５月１５日に同社の登記簿が閉鎖されたものと認められる(甲１２６)。また、同社の破産手続終結決定が確定した平成１８年５月１１日から引用商標２に係る商標権の存続期間満了日である平成２４年８月２３日までの間、同社(破産管財人を含む。)及び同社からの使用許諾を受けた第三者が、当該商標を使用した又は使用すると認めるに足る証拠はない。

そうすると、本願商標の出願時である平成２０年５月２７日、拒絶査定時である平成２１年２月２４日及び審決時である平成２１年１０月２８日において、引用商標２がその正当な権利者(商標権者又はこれから使用許諾を受けた者)によって使用される可能性は極めて低いものと認められ、引用商標２と本願商標との間で商品の出所についての混同を生ずるおそれはないものというべきである。」

(4)「以上の本願商標と引用商標１との外観、観念、称呼についての比較検討の結果

を踏まえて、全体的に考察すると、両商標は、称呼について共通する場合があるものの、外観において大きく相違し、観念においても比較できないものと認められるところ、「商標の外観、観念または称呼の類似は、その商標を使用した商品につき出所の誤認混同のおそれを推測させる一応の基準にすぎず、従って、右三点のうちその一において類似するものでも、他の二点において著しく相違することその他取引の実情等によって、なんら商品の出所に誤認混同をきたすおそれの認めがたいものについては、これを類似商標と解すべきではない。」(最高裁昭和39年(行ツ)第110号昭和43年2月27日第三小法廷判決・民集22巻2号399頁)といえるから、本願商標がその図形部分と文字部分とが常に一体として使用されているという取引の実情も考慮すれば、本願商標を使用した商品が引用商標1を使用した商品とその出所につき誤認混同を生ずるおそれは極めて少ないものといえる。

したがって、審決が、本願商標と引用商標1とが称呼において共通する場合があることのみを重視し、両商標が類似すると判断したことは誤りであり、この点に関する原告の取消事由3には理由がある。」